



13 町子総第 1079 号  
2013 年 12 月 18 日

町田市子ども・子育て会議会長 様

町田市長 石 阪 丈 一

## 諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、下記の事項について、貴会議に諮問します。

### 記

#### 1 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務について

##### 【調査・審議事項】

- (1) 町田市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の策定及び変更
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく給付対象となる認定こども園、幼稚園、保育所に係る利用定員の設定
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく給付対象となる家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に係る利用定員の設定
- (4) 上記のほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

## 【諮問の趣旨】

少子化や保育所の待機児童問題、子ども・子育て支援の質・量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を趣旨とする子ども・子育て関連3法が2012年8月に成立した。

町田市は、これらの法に基づく子ども・子育て支援の新たな制度の実施主体としての役割を担い、2015年4月からの新制度の本格施行に向け、保育所の待機児童の解消や子育てに対する保護者の不安や負担の軽減などの様々な課題を適切に対応することが求められている。

こうしたことから、町田市の地域性を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の策定、及び子ども・子育て支援に関する施策が総合的かつ計画的に推進できるよう、子どもの保護者その他子ども・子育て支援当事者の観点、また、専門的な観点からご審議いただきたく、町田市子ども・子育て会議に対し、意見を求めるものである。